

屋外広告業とは（屋外広告物法第2条）

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。元請け又は下請け、個人又は法人といった立場は問いません。

屋外広告業に該当しない場合

- 屋外広告物の表示に関する工事を業として請け負わない場合の広告代理業等
- 単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、屋外広告物の表示や設置を行わない場合

屋外広告業の登録（条例第36条、第37条、第40条、第46条、第47条、第53条）

- (1)高崎市内で屋外広告業を営む場合には、高崎市長の登録を受けなければなりません。
- (2)登録の有効期間は5年です。期間満了後も継続して営業する場合には、満了日の30日前までに更新登録を受けなければなりません。
- (3)登録申請手数料は10,000円です。（新規・更新とも）

業務主任者の設置（条例第45条）

屋外広告業者は、条例の規定を遵守して屋外広告物を適正に表示するため、営業所ごとに、業務主任者を選任し、その業務に関する総括を行わせなければなりません。

業務主任者の資格要件（次のいずれかに該当）

- ・屋外広告士（法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が実施する試験合格者）
- ・都道府県、指定都市、中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- ・職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係るもの

登録の取消し、営業の停止（条例第49条）

屋外広告業者が、次に該当した場合には、登録の取消しや6ヶ月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

- ・違反広告物を表示したとき
- ・不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- ・役員等が罰金以上の刑（他の自治体の条例に違反した場合も含む）に処せられたとき
- ・業務主任者を設置していないとき

※ 屋外広告業の登録に関する詳細は「高崎市屋外広告業登録制度の手引き」をご覧ください。